

防犯灯電気料金支援事業の概要

防犯灯の認定

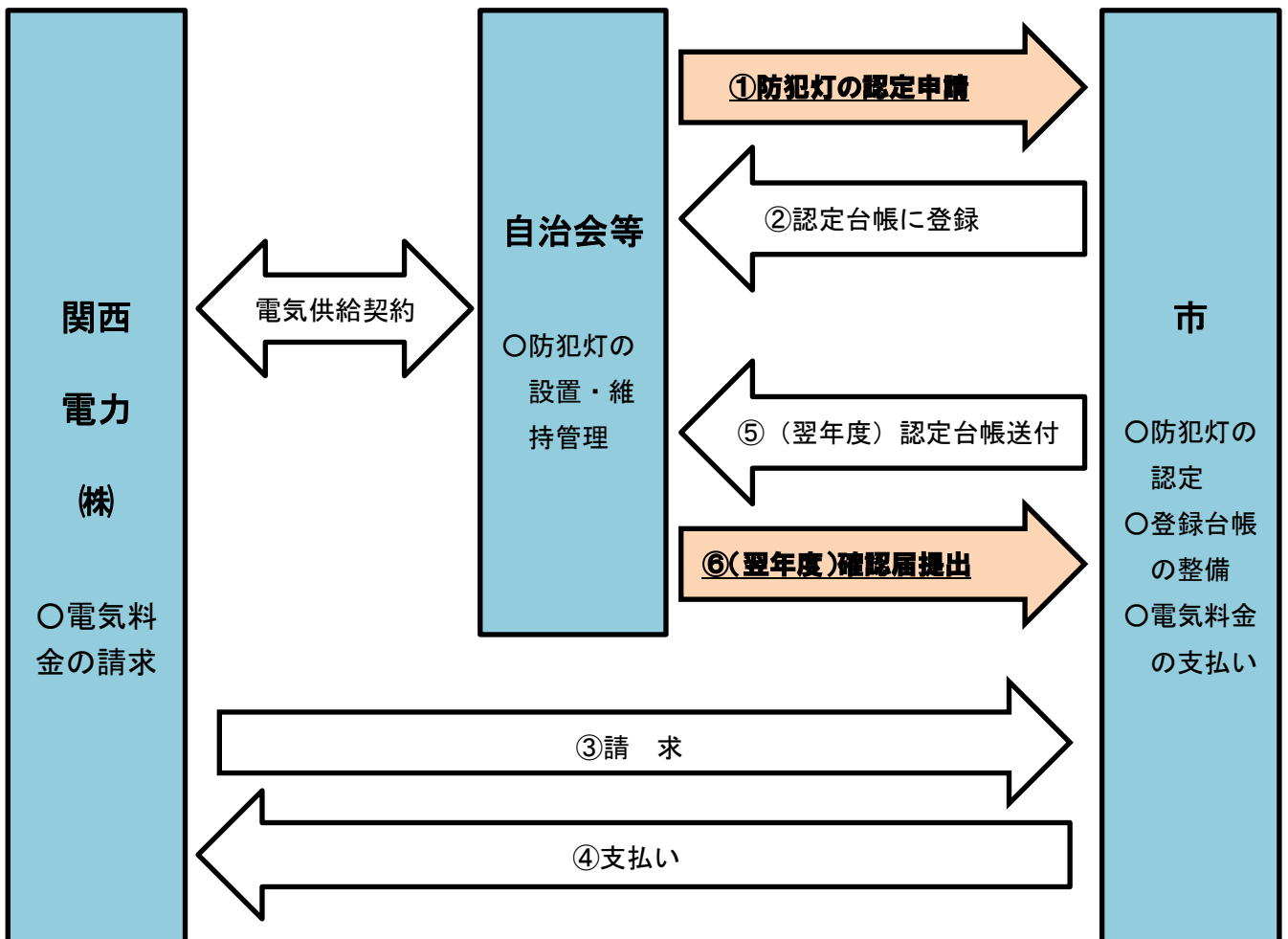
市は自治会等が関西電力(株)と契約した公衆街路灯Aを、自治会等からの申請により認定し、認定台帳に登録(図②)します。新規に申請可能な防犯灯のW数は60W以下です。(ただし、60Wを超える防犯灯であっても、平成29年3月31日までに設置され、平成29年度において認定された防犯灯は申請可能です)

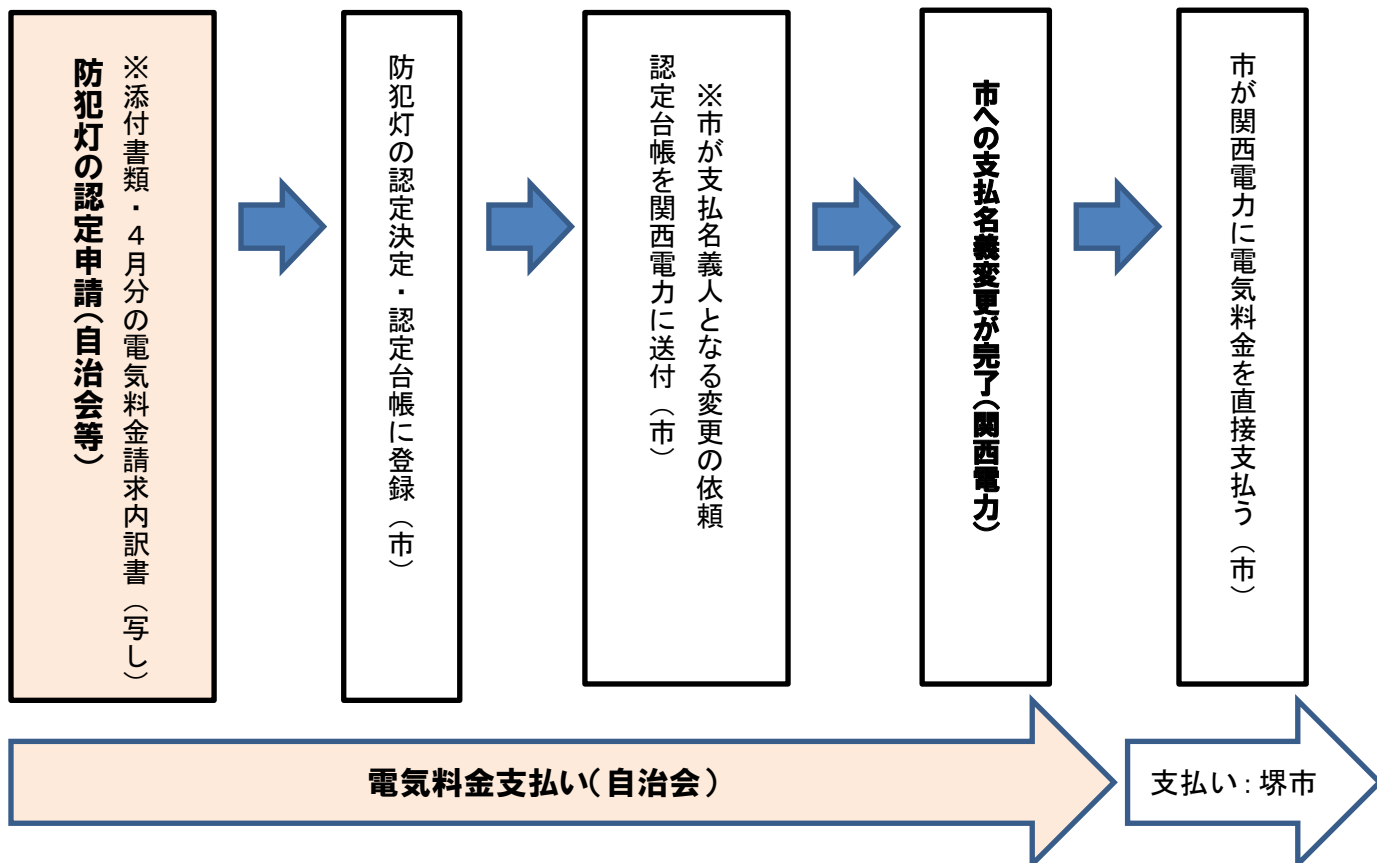
認定後の防犯灯電気料金は、市が関西電力株式会社へ支払い

市は、認定した防犯灯の電気料金を直接、関西電力(株)に支払います(図④)。次年度からは認定防犯灯台帳を送付いたしますので、内容を確認後、確認届を提出してください(図⑥)。

電気料金請求書の送付先は「堺市」へ

認定後、電気料金請求書の送付先は「堺市」になります。なお、認定後、防犯灯の新設・廃止・変更等で認定内容に変更がある場合、市に必ず申請をしてください。





※この間に支払った電気料金は、申請に基づき、別途、支援金として交付します。(※申請には「電気料金請求内訳書(写し)」及び「領収済通知書(写し)、振込みの場合は、振込受領証の(写し)」が必要となります。